

# 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用）

本仕様書は、鹿屋市が受託者に委託する「鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、ゼロカーボンシティかのや宣言を行った本市における脱炭素化を加速し 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、本市の自然的社会的条件に応じた、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画策定を行うものである。

また、本市の課題や目指すべき方向性を明らかにするため、地域特性を踏まえた必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策を定めた、再生可能エネルギー導入計画を盛り込んだゼロカーボンシティかのや推進計画（鹿屋市地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和2年3月）・事務事業編（平成31年2月）を一体化した計画）を策定することを目的とする。

### 第3条（準拠する法令等）

本業務は本仕様書によるほか、以下の関係計画等に準拠して実施する。

- (1) 「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)」及び「同算定手法編」
- (2) 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」及び「同算定手法編」
- (3) 第2次「鹿屋市環境基本計画」
- (4) 鹿屋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- (5) 令和4年度鹿屋市市有施設の太陽光設備設置可能性調査業務委託報告書
- (6) 再生可能エネルギー事業化促進事業業務委託報告書

### 第4条（義務）

受託者は本業務の履行にあたり、業務の目的を十分理解したうえで最高の技量を発揮して本業務を遂行しなければならない。

### 第5条（疑義）

受託者は本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、速やかに鹿屋市と協議し、鹿屋市の指示を受けなければならない。なお、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。

### 第6条（業務計画書の提出）

受託者は、契約締結後速やかに鹿屋市と打合せを行い、以下の事項を記載した計画書を鹿屋市に提出し、承認を得るものとする。

#### ○業務計画書

- (1) 作業内容

- (2) 作業の順序及びその実施方法
- (3) 作業実施の詳細な工程計画
- (4) 作業編成、実施体制
- (5) 安全体制、連絡体制
- (6) 個人情報管理計画
- (7) その他、鹿屋市が必要と認める事項

#### 第7条（事業責任者等の配置）

受託者は、相当の経験を有する事業責任者・担当者をもって、適正に業務を行わせるものとする。

なお、選任された事業責任者又は担当者が本業務の目的を確実に達成するに適當でないと鹿屋市が判断した場合、受託者は鹿屋市の申し出により速やかに他の適任者を選定し、交代させなければならない。

#### 第8条（連絡協議）

本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、担当者と鹿屋市は常に密接な連絡を取るものとする。また、受託者はその内容について協議記録を作成するとともに、相互に確認するものとする。

- 2 業務の着手時及び納品時、並びに業務の主要な区切り、その他業務上必要が生じた場合には、鹿屋市と受託者は遅滞なく協議を行うものとする。

#### 第9条（関係行政機関への手続き）

本業務の実施に必要な関係行政機関への諸手続きは、鹿屋市と打合せのうえ、受託者の責任において迅速に処理しなければならない。

#### 第10条（損害賠償）

受託者は本業務の実施にあたり、万一第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

#### 第11条（安全管理）

受託者は各作業員に対し関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならないものとする。また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を鹿屋市に報告するとともに、受託者の責任において、この対応・処理にあたらなければならないものとする。

#### 第12条（貸与資料）

本業務において鹿屋市から貸与された資料については、受託者はその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、他の業務に使用しないものとする。また、受託者は常にその管理状況を明らかにしておくものとする。

#### 第13条（機密の保持）

受託者は本業務の遂行中に知り得た事項及び内容全般について、鹿屋市の許可なく他に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。また、受託者は本業務に係る個人情報・行政情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止等を図るために個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

#### 第14条（瑕疵の修正等）

受託者は本業務完了後であっても受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに鹿屋市の必要と認める修正等を受託者の負担において行うものとする。

#### 第15条（成果品の帰属）

本業務で得た全ての成果品については、全て鹿屋市に帰属するものとし、受託者は鹿屋市の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。

#### 第16条（履行期間）

本業務の履行期限は、以下のとおりとする。

- (1) 鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定支援業務委託  
契約締結の日から令和6年1月19日（金）まで
- (2) 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定支援業務委託  
契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

## 第2章 業務内容

#### 第17条（業務内容）

本業務の内容は、以下のとおりとする。なお、本業務の実施にあたっては、写真・イラスト・図表などを使用して、ページ毎の文字数を極力減らすなど、市民・事業者が直感的に理解しやすい内容・表現とすること。

- (1) 鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定支援業務及び鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定支援業務双方に係る事項
  - ①市民(対象 1,000 人程度)・事業所(対象 300 社程度)アンケート調査とその結果の分析及び報告
  - ②基本的事項の整理及びその結果の分析及び報告
    - ア 地球温暖化の現状、国際動向、国内動向等の整理
    - イ 本市の温室効果ガス排出量の現状把握及び整理
    - ウ 温室効果ガス排出量の将来推計
    - エ 本市における温暖化対策の検討に必要な課題及び強みの抽出
    - オ 本市の既存の類似計画、上位計画等との整合性の確認また、当該業務における施策、取組・事業、事業費の提案を行うこと。
- (2) 鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定支援業務に係る事項
  - ①再生可能エネルギー導入ポテンシャルの調査
  - ②将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
  - ③再生可能エネルギー導入目標及び地域脱炭素の実現のため必要な施策の検討
  - ④温室効果ガス排出量の把握
  - ⑤温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入目標の設定
    - ①から④で得られた温室効果ガス排出量の将来推計や国の削減目標を踏まえて、計画期間を設定し最終的な目標値を設定すること。
- (3) 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定支援業務に係る事項  
鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画素案の作成  
※作成するにあたっては、以下の内容を実施するとともに、末尾記載の構

成例を参考にして作成すること。

- ①温室効果ガス削減対策及び適応策について、区域施策編と事務事業編を包含した計画の作成
- ②本市において、実施可能な温室効果ガス排出削減施策の検討
- ③施策の実施に関する目標値の設定  
当該施策は、本市の地形・自然環境・産業構造（特に基幹産業である農林水産業）など、特性を踏まえたものとし、市民・事業者が取り組みやすく、効果が見込める施策、取組・事業とすること。
- ④ゼロカーボンシティかのや推進計画素案を抜粋、要約し、市民向けに分かりやすくまとめた概要版素案の作成

#### 第18条（会議等の運営支援）

##### （1）会議等の運営

受託者は、会議資料の作成を行い、必要に応じて会議に出席するものとする。

##### 【※資料作成を必要とする会議】

鹿屋市地球温暖化対策実行計画庁内検討委員会 4回程度

鹿屋市地球温暖化対策実行計画庁内検討委員会作業部会 4回程度

##### （2）その他の資料の作成

受託者は、庁内検討委員会の経緯等の周知を図るため、市ホームページや広報誌等に掲載する資料や、市議会、市環境審議会、パブリックコメント用の資料を作成するものとする。

#### 第19条（成果品）

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- 1 鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定報告書 2部
- 2 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画素案本編 2部
- 3 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画素案概要版 2部
- 4 1～3の電子データ（Word形式及びPDF形式）
- 5 その他、本市が必要と定めた成果品

#### 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画素案 構成例

##### 第1章 基本事項

- ・計画の背景、目的、位置づけ、期間

##### 第2章 二酸化炭素排出量の現状

##### 第3章 二酸化炭素排出量の将来推計と削減目標

- ・2030年度削減目標における二酸化炭素排出量の将来推計
- ・2050年ゼロカーボンシティかのや達成時の二酸化炭素排出量
- ・ゼロカーボンシティかのや実現に向けたロードマップ

##### 第4章 二酸化炭素排出量を抑制する取組

- ・施策の体系
- ・施策の展開（市・市民・事業者・市民団体の取組）

##### 第5章 ゼロカーボンシティかのや推進計画（事務事業編）

- ・計画の背景、目的、位置づけ、期間
- ・二酸化炭素排出量の現状
- ・二酸化炭素排出量の削減目標
- ・二酸化炭素排出量削減のための具体的取組